



宮城県発注工事における 事故防止対策について

宮城県 土木部 事業管理課 技術企画班

1. はじめに

建設産業は、経済発展を支える社会基盤の整備という重要な役割を担う基幹産業ですが、他の産業より労働災害の発生率が高いという側面を持っています。

宮城県（以下、「本県」という）では、昭和53年に発生した重大事故を契機に労働災害防止に取り組むため、「県工事事務事故防止対策委員会」を設置しました。

また、平成8年には事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるため、「第1次県工事事務事故防止対策推進計画（5か年計画）」を策定しました。以降、5年ごとに「県工事事務事故防止対策推進計画」を策定し、現在は「第5次県工事事務事故防止対策推進計画」（以下、「本計画」という）を推進し、事故防止に努めています。

本稿では、労働災害の発生状況と県発注工事の事故防止対策の取り組みについて紹介します。

2. 本県における労働災害

本県の建設業における労働災害は、東日本大震災以前は死傷者数が減少傾向でしたが、震災後は

一気に増加し、平成24年にピークを迎えました。その後は減少傾向となり、一時、復旧・復興工事の本格化に伴い増加したものの、再び減少し、近年は横ばいとなっています。

東日本大震災前後の労働災害による死傷者の増加数（平成22年と平成31年（令和元年）の比較）は、全産業が約1.08倍に対し、建設業は1.25倍と高くなっています。

3. 県発注工事における労働災害

県発注工事における労働災害は、東日本大震災以前の平成22年は死傷者が9人でしたが、震災後の平成25年には過去最高の50人まで増加しました。その後、いったんは減少しましたが、復旧・復興工事の本格化に伴い、平成28年に再び増加しました。近年は再び減少傾向となっており（図-1）。

4. 第5次県工事事務事故防止対策推進計画について

(1) 目的

発注者、事業者（施工業者）、労働者等の県工事関係者が、建設工事において安全が最も尊重されなければならないことであることを再認

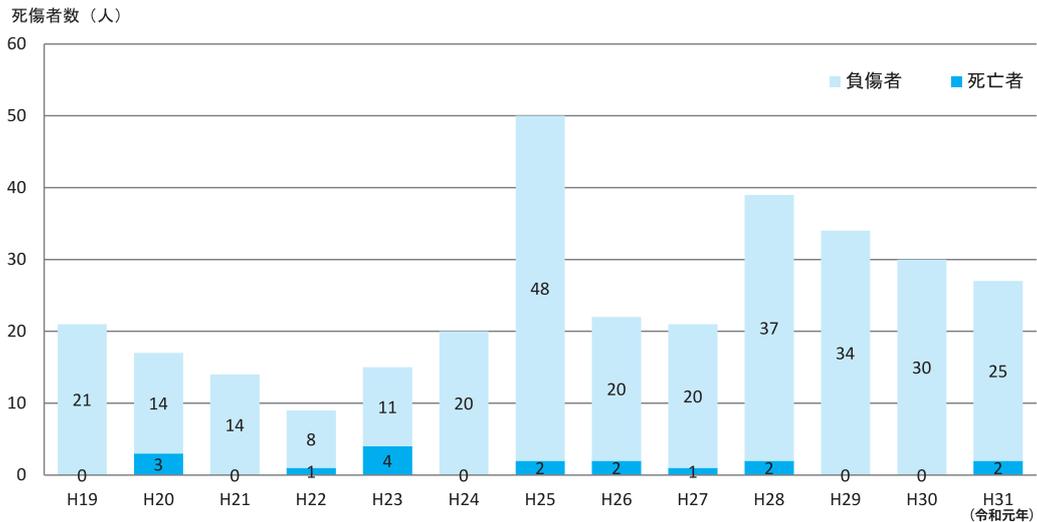


図-1 県発注工事における労働災害

識し、労働安全衛生に関する諸法令を遵守することを前提とし、県工事における安全管理についての基本方針、目標、県として取り組む事故防止対策の実施内容を明らかにするために策定した計画です。

(2) 基本方針・重点取組事項

基本方針は「危険ゼロ」の実現を目指すこととしており、「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「崩壊・倒壊災害」のいわゆる建設業の三大災害を重点的に取り上げ、「法令等の遵守」、「研修機会の拡充」、「労働災害の予防」を重点取組事項として計画を推進しています(図-2)。

県工事事務防止対策推進計画とは

- 県では、県工事における事故防止対策のための基本計画である『県工事事務防止対策推進計画』を5年ごとに策定
- 『県工事事務防止対策推進計画』に基づき、毎年度の行動計画である『県工事事務防止対策事業計画』を策定

県工事事務防止対策推進計画が策定された背景

- 昭和53年の白石市小原での土砂崩壊事故（7名死亡）を契機に労働災害防止に取り組むため『県工事事務防止対策委員会』を設置
- 『県工事事務防止対策委員会』では、事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるため、平成8年に『第1次県工事事務防止対策推進計画（5か年計画）』を策定
- 以降、5年ごとに『県工事事務防止対策推進計画』を策定し事故防止対策を実施

《第5次(平成29～33年度)県工事事務防止対策推進計画》

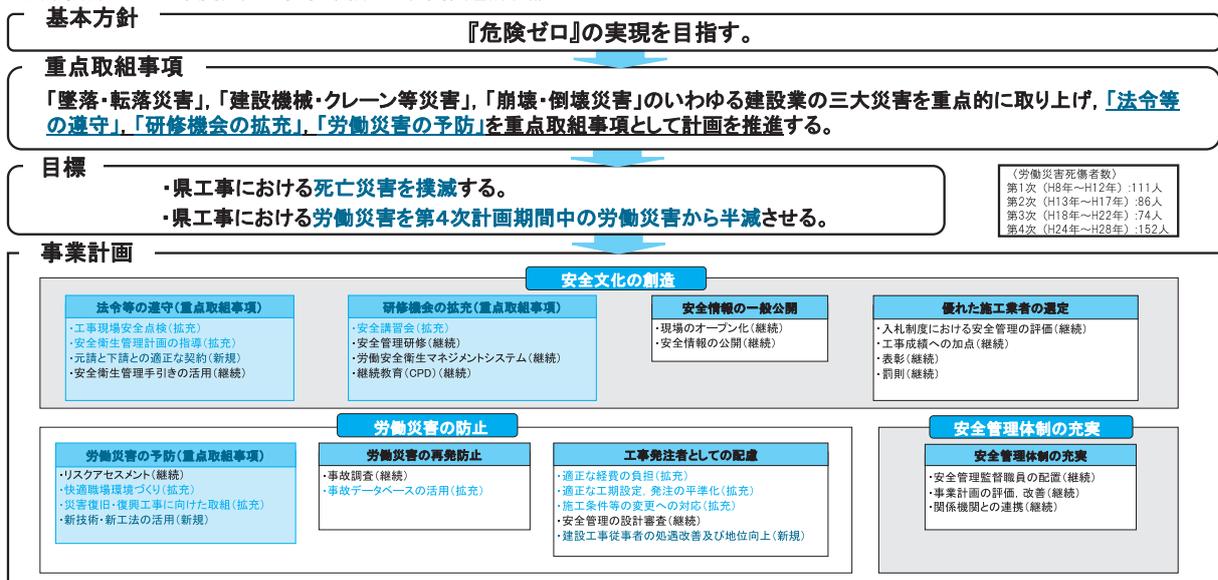


図-2 第5次県工事事務防止対策推進計画の概要

5. 取組状況

(1) 安全文化の創造

労働災害が発生した現場の多くに法令違反が認められており、発注者として工事関係者にその遵守を徹底する方針を実施し、安全最優先の理念の浸透を図るため、工事現場安全点検等の実施や安全衛生管理計画等の指導を行っています。安全点検については、危険レベルが高く発生頻度が高い①崩壊・倒壊、②挟まれ・巻き込まれ、③墜落・転落、④飛来・落下を重点ポイントとして点検を実施しています。

また、公衆災害も多く発生していることから、①第三者に対する作業場の立入禁止対策の確認、②建設機械による架空線や埋設物等との接触防止対策の確認、③保安施設、注意看板等の適正な設置状況等の確認も行っており、目標を設定し、点検を行うこととしています。

さらに、労働災害防止の実効を向上させる上で、安全衛生教育は極めて重要な手段であり、毎年各地区で発注者を対象とした安全管理研修及び工事関係者に対する安全衛生教育の支援を実施し、工事関係者の労働安全衛生の管理技術の向上を図っています。

その他、安全管理に対する取り組みが優良であった工事関係者に対し、表彰及び講師を招いての推進大会を開催し、建設業界全体における安全意

識の向上を図っています（写真－1）。また、表彰対象の企業には総合評価で加点するなど、工事受注機会を優遇する取り組みを実施しています。

(2) 労働災害の防止

リスクアセスメント導入によって、現場に潜在し労働災害の発生をもたらす「危険性・有害性」を作業前に把握し、その把握した危険性・有害性に対して適切な低減措置を行うことで災害防止が図られ、安全衛生の水準の向上が期待できることから、本県ではリスクアセスメントを実施した場合、工事成績調書で加点評価を行い、施工業者に対してリスクアセスメントの導入を促進しています。

さらに、宮城労働局、東北地方整備局、東北農政局、宮城県、建設業関係団体で構成する建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議を設置し、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底のための安全衛生パトロール等を実施し、建設工事における労働災害の一層の減少を図っています（写真－2）。

また、事故が発生した場合は、各部局にて安全対策委員会を開催し、事故原因の調査分析等を行い、類似事故の再発防止対策等に反映しています。

(3) 安全管理体制の充実

本計画を実現するには、対策を適切に実施し、評価、改善を経て、さらに高い水準の事故防止対策を継続的に講ずる仕組みが必要となることか



写真－1 令和元年度 事故防止優良者表彰



写真-2 建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議
安全衛生点検パトロールの状況

ら、事故防止対策の一連の執行を監査するために、安全管理監督職員の配置や専門家や関係機関と連携し、事故防止対策の継続的な向上を図ります。

6. おわりに

労働災害の発生は企業等に多くの損害や不利益をもたらすだけでなく、被災者、その家族にも大きな影響をもたらします。労働災害を未然に防いで工事の安全を確保することは、魅力ある産業として発展していく上で、非常に重要な課題です。

また、平成 29 年 3 月には、建設工事従事者の

安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）」が施行され、本県においても県計画を定めました。

「危険ゼロ」の目標を達成するには、現場の対策だけではなく工事関係者の処遇改善にも取り組み、建設業の「きつい」、「汚い」、「危険」の 3K イメージを払拭し、新たな新 3K の「給料が良い」、「休日が取れる」、「希望が持てる」を定着させ、労働安全衛生がより一層向上するよう、安全活動に取り組んでまいります。